

令和4年1月20日

保護者各位

小牧市教育委員会

まん延防止等重点措置を受けて学校における新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）

日頃から学校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、感染者数等が増加したことから1月21日（金）から2月13日（日）までの24日間、まん延防止等重点措置の対象地域に指定されることになりました。オミクロン株はこれまでよりも感染力が強く、無症状の場合も多いため、児童生徒への感染も大変心配されるところです。また、受験期を迎えているため、学校においても、十分な感染対策を行うとともに、下記のような対応で教育活動を進めてまいりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。引き続きご家庭での感染予防のため児童生徒の健康状態の把握、及び学校との連携等に関し、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 部活動について

- 部活動は、1月21日（金）から土・日曜日、祝日の活動および対外試合（公式戦を除く）を中止します。
 - 平日の活動は、感染リスクを考慮した活動時間や活動内容とします。
 - ジュニア育成活動（ViVa!スポーツクラスを含む）は、1月21日（金）から当面の間、活動を中止します。
- 詳細は、（公財）小牧市スポーツ協会のホームページをご確認ください。

2 学校施設開放について

- 21日（金）から市内小中学校の学校施設開放を当面の間、中止します。

3 マスクの着用について

- 学校生活では基本的に感染防止のためマスクの着用を指導します。
- 体育の授業では、原則マスクを外しての活動となりますが、感染状況や密になる活動時には、状況に応じてマスクの着用を指導します。

4 感染者が確認された場合の対応について

- 児童生徒または教職員などの感染が確認された場合は、県の衛生部局に相談した上で、濃厚接触者の確認、施設の消毒を実施します。
- その際、できる限り感染対策を実施して学校運営を継続しますが、状況によっては臨時休校や学校施設の閉鎖、又は予定していた下校時刻より早い時間に一斉下校の措置をとる場合があります。また、休日においても学校施設の閉鎖を実施することがあります。

- 感染者が確認された場合は、関係者に対する誹謗中傷・風評被害などに配慮し、**学校名を公表しませんが、当該学校の保護者には配信メール等で連絡します。**
- なお、臨時休校の期間については、状況に応じて延長する場合があります。また、臨時休校中は、原則、児童生徒は自宅待機をお願いします。

5 出席の取り扱いについて

- 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患のある児童生徒が感染症対策のため欠席する場合、また、児童生徒が感染予防のため自主的に欠席する場合には、**保護者からの連絡をもって欠席扱いにしないこととします。**

6 家庭での健康状態の把握について

- 毎朝、検温と体調チェックを行い、「健康観察カード」に記入押印し、担任へ提出させるようにお願いします。
- 発熱、咳等の風邪症状、息苦しさなどを感じる場合は、登校を控え自宅で休養させてください。また、同居家族の方についても、毎日の健康状態の把握をお願いします。

7 学校への連絡について

- 次の場合に該当する時は、**感染拡大防止のために速やかに学校（教頭または担任）へ連絡してください。**平日夜間、土日など、学校に連絡できない場合は、**市役所（代表：72-2101）に連絡してください。**
 - ・児童生徒または同居家族の方の**感染が判明した場合**
 - ・児童生徒または同居家族が**濃厚接触者と認定された場合**
 - ・児童生徒または同居家族が**PCR検査、又は抗原検査を受けることになった場合**

偏見や差別、いじめ等の防止について

小牧市では、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別的な言動に同調したり、根拠の有無に関わらず情報を拡散したりすることのないよう「新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例」を制定しております。

市内小中学校では、この条例の趣旨を踏まえ児童生徒や教職員の感染が確認された場合、人権尊重・個人情報保護の観点から学校名を公表しておりませんが、当該学校保護者へ配信メールでお知らせする方針で対応しております。

今後も学校において、子どもたちの支え合い・思いやりの心を育ててまいりますのでご家庭においても、感染者をはじめご家族、関係者に対する誹謗中傷・風評被害がでないよう特段の配慮をお願いします。